

## 市大生チャレンジ事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、広島市立大学（以下「本学」という。）の学生が自ら選定した課題や地域などから提案されたテーマに基づき、実施する社会貢献事業「市大生チャレンジ事業」について定め、予算の範囲内において活動費の一部を補助することにより、本学学生の豊かな人間性を育むとともに、自主性や問題解決能力を養成することを目的とする。

### (対象者等)

第2条 この要綱により、市大生チャレンジ事業活動費の補助を受けることができる者は、本学の学部又は研究科に在籍する学生で組織するグループ（以下「実施グループ」という。）であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 実施グループが取り組む市大生チャレンジ事業について、指導・助言を行う本学教員（以下「アドバイザー」という。）が1名以上いること。
  - (2) アドバイザーは実施グループに対し、計画、実施、報告に関する助言を行うものとする。
  - (3) 市大生チャレンジ事業は、営利を目的とせず、学生自らが選定した次のいずれかに該当するもの又は地域などから提案されたテーマに基づくものとする。
    - ア 「地域志向特定プログラム」（地域課題演習、地域実践演習等）の中で学んだことを発展させた活動
    - イ 広島市など自治体の行政課題に対応する活動、地域や市民団体等との協働による活動
    - ウ 地域に在住するあるいは地域を訪問する外国人を支援する活動
    - エ 地域活性化や社会貢献につながる起業を目指す活動
    - オ その他、地域や社会への貢献に資すると認められる活動
- 2 前項の規定に関わらず、アドバイザーが本学の特定研究費又は科学研究費補助金等の補助金等の交付を受けて行う研究の全部又は一部と重複する事業については、補助金交付の対象外とする。

### (補助対象経費等)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、市大生チャレンジ事業の実施に必要な経費のうち、食糧費等補助対象として適当でないとして理事長が判断した経費以外の経費とする。

- 2 補助金額は、1件あたり15万円以内とする。

### (交付の申請及び決定)

第4条 補助金の交付を受けようとする実施グループは、次に掲げる書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

- (1) 補助金交付申請書
  - (2) その他理事長が必要と認める書類
- 2 理事長は前項による申請があったときは、別に定める審査委員会の審議を経て、補助金交付の可否及び補助金額を決定する。
- 3 理事長は、全ての申請者に補助金の交付の可否及び補助金額を通知する。
- 4 理事長は、市大生チャレンジ事業として採択した事業のうち、第2条第1項第3号イ「広島市など自治体の行政課題に対応する活動」に該当するものについては特別の予算を措置することができる。

### (交付の条件)

第5条 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。

- (1) 市大生チャレンジ事業に要する予算又は内容を大幅に変更しようとするときは、理事長の承認を受けること。
- (2) 市大生チャレンジ事業を中止しようとするときは、理事長の承認を受けること。
- (3) 市大生チャレンジ事業が予定の期間内に完了しないとき、又は市大生チャレンジ事業の遂行が困難となったときは、遅滞なく理事長に報告し、その指示を受けること。

- (4) 市大生チャレンジ事業の実施に当たっては、支出の都度その内容を明らかにした領収証書等の書類を取りそろえ、また帳票を備えてその予算の出納の一切の事項を明確に記入しておくこと。
- 2 理事長は、前項に定める条件のほか、補助金交付の目的を達成するための必要な条件を付することができる。
- 3 理事長は、補助金の交付を受けた実施グループが、理事長の承認なく事業計画の内容を変更したとき、又は補助金交付の条件に反したと認められるときは、交付の決定を取り消し、又は変更し、既に交付した補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(補助金交付の方法)

第6条 補助金は、理事長が補助対象経費として認めた金額を仮払いするものとし、事業終了後精算する。

(実施報告)

第7条 補助金の交付を受けた実施グループは、市大生チャレンジ事業を完了したときは、速やかに次に掲げる書類を添えて理事長に提出しなければならない。

- (1) 実施報告書
- (2) 現金出納簿
- (3) 領収証書その他の収支の事実を証する書類又はその写し
- (4) その他理事長が必要と認める書類

(補助金額の確定・返還)

第8条 理事長は、前条による実施報告書の提出があったときは、書類を審査し、補助金の交付決定の内容に適合すると認めたときは、補助金の額を確定し、実施グループに通知する。

- 2 実施グループは、前項の通知により補助金返還の必要が生じたときは、速やかに理事長に返還しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この要綱は、2010年6月18日から施行する。

附 則

この要綱は、2013年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2014年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2018年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2020年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2021年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、2022年4月1日から施行する。